**第十一条**

1　この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。

2　この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉、仲介、調停又は他の同様の手続によって解決されないといずれか一方の締約国政府が考える場合には、当該紛争は、協議に係る最初の要請が送付されてから三十日を経過した後に、いずれか一方の締約国政府の要請により、この協定及び適用可能な国際法の規則に従い、仲裁裁判所によってなされる拘束力のある裁定を得るために仲裁裁判に付託される。この場合においては、3から5までの規定によって修正された部分又は両締約国政府の合意によって修正された部分を除き、二千十年八月十五日に改正された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則を準用する。

3　両締約国政府が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所は、三人の仲裁裁判官によって構成するものとし、二人の仲裁裁判官は、そのそれぞれが各締約国政府によって指名され、指名された二人の仲裁裁判官は、合意によって、不拡散条約を締結している非核兵器国である第三国の国民で裁判長となる第三の仲裁裁判官を選任する。仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内にいずれか一方の締約国政府が仲裁裁判官を指名しなかった場合には、いずれか一方の締約国政府は、国際司法裁判所長に対し、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから三十日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかった場合には、同様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、不拡散条約を締結している非核兵器国である第三国の国民とする。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならず、全ての裁定には、過半数の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の裁定は、両締約国政府を拘束する。

4　仲裁裁判官に係る費用及び仲裁手続に係る他の費用は、両締約国政府が均等に負担する。もっとも、仲裁裁判所は、自己の裁量により、両締約国政府のうちいずれか一方がより多くの費用を負担すべきことを決定することができるものとする。

5　両締約国政府がこの協定の解釈について共通の見解を表明する場合には、そのような見解は、仲裁裁判所において拘束力を有するものとし、仲裁裁判所によりなされる裁定は、そのような見解に合致するものでなければならない。

**第十二条**

1　日本国政府又はアラブ首長国連邦政府は、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、それぞれ、アラブ首長国連邦又は日本国について次の(a)又は(b)に規定する事情が生じた場合には、この協定の下でのその後の協力の全部又は一部を停止し、この協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を4の規定により要求し、並びに第十四条2の規定にかかわらず九十日前に書面による通告を与えることによりこの協定を終了させる権利を有する。

(a)　第四条から第九条までのいずれかの規定又は前条に規定する仲裁裁判所の裁定に対する重大な違反をする場合

(b)　第三条に規定する機関との間の保障措置協定を終了させ、又はこれに対する重大な違反をする場合

2　日本国政府又はアラブ首長国連邦政府は、それぞれ、アラブ首長国連邦又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、1に規定する権利と同じ権利を有する。

3　重大な違反に基づき1に規定する権利を行使するか否かを決定するに当たり、一方の締約国政府は、1に規定する権利を生じさせた原因となった事情が故意にもたらされたものであるか否かを検討する。当該一方の締約国政府は、そのような重大な違反が故意にもたらされたものではないと認め、そのような重大な違反は是正され得るものであると判断する場合には、自国の法令に従い、違反した他方の締約国政府に対し、妥当な期間内にそのような重大な違反を是正する機会を与えるよう努める。

4　この協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する権利をいずれか一方の締約国政府がこの条の規定に基づいて行使する場合には、当該一方の締約国政府は、それらの公正な市場価額について、他方の締約国政府又は関係する者に対して補償を行う。

**第十三条**

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の書面による合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。

**第十四条**

1　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この協定は、二十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。

3　この協定の下での協力の停止又はこの協定の終了の後においても、第一条、第四条から第九条まで、第十条2、第十一条及び第十二条の規定は、この協定の適用を受ける核物質、資材、設備又は技術が第十条2の規定に従ってこの協定の適用を受けなくなるまでの間、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十三年五月二日にドバイで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
加茂佳彦

アラブ首長国連邦政府のために
ハマド・アル・カアビー

附属書A

A部

1　重水素及び重水　B部の1に規定する原子炉において使用する重水素、重水（酸化重水素）及び重水素原子と水素原子との比が一対五千を超える他の重水素化合物（いずれかの十二箇月の期間において重水素原子の量につき二百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。）

2　原子炉級黒鉛　ほう素当量百万分の五の純度を超える純度及び一・五〇グラム毎立方センチメートルを超える密度を有する黒鉛であって、B部の1に規定する原子炉において使用するもの（いずれかの十二箇月の期間において三十メートル・トンを超える量の供給を行う場合に限る。）

B部

1　原子炉　制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉（ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間百グラムを超えない炉をいう。）

2　原子炉容器　1に規定する原子炉の炉心及び8に規定する原子炉内装物を収納するために特に設計し、又は製作した金属容器又はその主要な工作部品

3　原子炉燃料交換機　1に規定する原子炉についての燃料の挿入又は取出しのために特に設計し、又は製作した操作用設備

4　原子炉制御棒及び原子炉制御設備　1に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、又は製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管

5　原子炉圧力管　1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五十気圧を超える運転圧力下において収容するために特に設計し、又は製作した管